化学物質取扱マニュアル



2022年3月 宮崎大学安全衛生保健管理委員会

目 次

	はじめに	•	•	•	1
1	薬品管理システムへの登録	•	•	•	2
2	化学物質使用時の注意	•	•	•	3
	使用開始前に実施すること 使用時に注意すること 使用後に実施すること				
3	化学物質の種類と使用時の義務	•	•	•	4
	特定化学物質、有機溶剤	•	•		4
	毒物及び劇物	•	•	•	6
	危険物	•	•	•	8
	高圧ガス	•	•	•	9
4	化学物質の定期自主点検(Web 検査	Ē)	•	•	1 2
参	号資料				
	宮崎大学化学物質管理規程		•	•	1 3

はじめに

このマニュアルは化学物質を正しく取り扱い、健康・安全を確保する上で必要となる基本的事項をまとめたものです。

化学物質に関する知識が不十分な状態での取扱いは人体に有害である危険性があり、また、発火・爆発等大きな事故につながるおそれがあります。

このような事故等を未然に防ぐために、日頃から安全で無理のない実験計画及びその遂行に努めていただき、また、学生の学習、実験の際にも本マニュアルをお役立ていただくと幸いです。

なお、本マニュアルは宮崎大学安全衛生保健センターの HP (http://www.miyazaki-u.ac.jp/anzen/) からダウンロードできます。

2022年4月

宮崎大学安全衛生保健管理委員会 委員長 石 田 康



1 薬品管理システムへの登録

(1)薬品管理システム

本学では、薬品の安全使用と適正管理等を行うために、薬品管理システムを導入しています。研究室ごとに薬品を購入した(使用した)際、バーコードラベルを読み取って登録することにより、各研究室単位、各部局単位で薬品の保管量および使用量等が集計できるシステムです。

本システムには、取得した全ての化学薬品、高圧ガスなどを登録します。しかし、核 燃料物質や麻薬のように、法律に基づき別途厳しい管理が実施されている化学物質や医 薬品に関しては、本システムに登録しません。

<u>試薬を入手した時、使用したときは、必ずシステムに入力してください。</u> また、試薬を使い切ったあるいは廃棄するときも必ず入力してください。

本システムを新規に利用される場合や管理者の変更等が生じた場合、管理者の新規登録・変更等が必要となりますので、安全衛生保健センター内安全衛生保健管理係(内線 7873)へご連絡ください。

薬品管理システム https://www.miyazaki-u.ac.jp/anzen/news-safety-and-health/20171129449/

(2) 化学物質リスクアセスメント(CRA)

平成28年6月1日に労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について、事業場におけるリスクアセスメント及び譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

薬品管理システムに内蔵された CRA ツールを使用することで、化学物質使用によるリスクレベルを簡易評価できます。

化学物質による健康障害を未然に防止するためにも、実験前に必ず CRA を実施してください。

また、年2回(5月、3月頃)薬品管理システム・リスクアセスメント説明会を実施 しています。化学物質を取り扱う方は必ずご参加いただきますようお願いいたします。

2 化学物質使用時の注意

実験室あるいは研究室で取り扱う化学物質(試薬)はすべて毒性があり、人体に有害である、と考えて正しく取り扱いましょう。

(1) 実験前の準備

取り扱う化学物質の Safety date sheet (SDS) などを薬品販売会社や日本試薬協会のホームページ、薬品管理システム等から入手して、毒性、危険性および性質を理解し、正しく取り扱えるようにしておきます。

- ① 毒性(急性毒性、慢性毒性および発ガン性等、解毒の方法)
- ② 危険性(可燃性、引火性、爆発性等)
- ③ 物理・科学的性質(沸点、密度、液性等、取り扱い注意点)

(2)安全な実験

- ① 使い捨ての保護手袋、保護めがね及び必要に応じて防毒マスクなどを着用します。
- ② 必ずドラフトチャンバー内で作業して、実験室の換気に十分注意します。



ドラフトチャンバーの使用

(3) 実験後の廃棄

実験廃液をそのまま流し台に捨ててはいけません。

必ず、廃液用ポリタンクに、廃液の種類別に分別して回収してください。

特に、水銀、カドミウム等の重金属、ジクロロメタンやクロロホルム等の有機塩素化合物の廃棄には十分に注意してください。

廃棄物処理の手引き:

https://www.of.miyazaki-u.ac.jp/~shisetu/sozai/manual/M%20haiki.pdf

宮崎大学 HP → 教職員入口 → 施設環境部 → マニュアル

(4)廃液ポリタンクに関する注意

- ① 種類別にビニールテープなどで色分け
- ② 廃棄量は廃液タンクの8分目まで
- ③ 廃液ポリタンクの破損、劣化に注意
- ④ 蓋はパッキンまたは内蓋付き

化学物質の種類と使用時の義務 3

(1)特定化学物質、有機溶剤

曝露すると健康障害を引き起こす恐れがあるものとして、労働安全衛生法に規定されて います。使用する際は、以下の事項を遵守してください。

- ① 局所排気装置等の設置
- ② 局所排気装置の定期自主検査(年1回)
- ③ 作業環境測定(6月以内ごとに1回)
- ④ 測定記録の保存(3年・7年(粉じん)又は30年)
- ⑤ 特定管理物質(特定化学物質障害防止規則)の作業記録の保存
- ⑥ 特殊健康診断(6月以内ごとに1回)
- ⑦ 作業場における掲示
 - ア 作業場への立入を禁止する とともに、見やすい箇所に 表示する(特定化学物質)

関係者以外立入禁止

イ 作業場での喫煙及び飲食 を禁止するとともに、 見やすい箇所に表示する (特定化学物質)

飲食 · 喫煙禁止

- ウ 有機溶剤等の区分の表示
 - ・第一種有機溶剤 赤
 - ・第二種有機溶剤 黄
 - ・第三種有機溶剤 青

第 種 有機溶 削 種 有機 溶 剤

三種有機 溶 剤

エ (有機溶剤)次の事項を作業場に掲示する

- ・有機溶剤の人体に及ぼす作用
- ・有機溶剤の取扱上の注意事項

絡すること

2

中毒にかかった者を横向きに寝かせ、

できるだけ気道を確保した状態で身

3

中毒にかかった者が意識を失ってい

体の保温に努めること

る場合は、消防機関への通報を行う

4

中毒にかかった者の呼吸が止まった

場合や正常でない場合は、速やかに

仰向きにして心肺そ生を行うこと

・有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (4) 貧血 (3) めまい (1) 頭痛
- ものには、必ずふたをすること(1)有機溶剤を入れた容器で使用中でない一 有機溶剤等の取扱い上の注意事項(5)肝臓障害
- (1) できらごけ 頂機容別等を受着しない。 (2) 当日の作業に直接必要のある量以外(2) 当日の作業に直接必要のある量以外
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機(3) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれ(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれー 有機溶剤による中毒が発生したときの 応急処置 い場所に移し、速やかに衛生管理者 い場所に移し、速やかに衛生管理者 できるだけ風上で作業を行い、有機



|| 有機溶剤の人体に及ぼす作用|| 有機溶剤等使用の注意事項

主な症状

(2) 毒物及び劇物

毒物及び劇物は少量でも生命に危害を及ぼすおそれがあり、紛失・盗難等が発生した 場合は、重大な事件を引き起こしかねません。

また、紛失・流失及び飛散により、第三者に危害が及ぶ恐れがあり、これらの場合は可及的速やかに保健所や警察署、消防署に届けるとともに、危険防止の処置を講じることが必要です。使用する際は、以下の事項を遵守してください。

① 毒物及び劇物の適正な管理

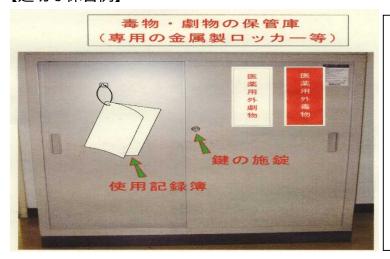
- ア 金属製キャビネット等により、一般の薬品とは別の専用の保管庫に保管する。 (ガラスやプラスチック製扉の保管庫は、盗難防止の観点から不可)
- イ 盗難防止のため施錠を行い、鍵の保管については管理責任者又は使用責任者が 管理する。
- ウ 保管庫及び容器に外部から明確に識別できる大きさで表示する。 (部局等でシールを配布)

毒物の場合:赤地に白色で 医薬用外毒物

劇物の場合:白地に赤色で 医薬用外劇物

- エ 使用簿等により、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に保管している毒物及び劇物の数量を使用簿等と照合して確認する。 ※薬品管理システムの「棚卸機能」を利用して、少なくとも年1回は在庫量のチェックを実施してください。
- オ 地震等の災害に対する対策として保管庫を床等に固定し、保管庫の棚から毒物、 劇物等の容器が転落するのを防止するための枠を設けること、ガラス瓶容器の接 触破損防止等の措置を講じる。
- カ 取扱方法及び管理責任者を明確にし、管理体制を強化する。
- キ 長期間保管され、将来も使用見込みのないものについては、速やかに廃棄する。 廃棄に際しては、毒物及び劇物取締法及び同施行令を遵守する。

【適切な保管例】



- 堅固な専用保管庫
- 常時施錠して保管
- 鍵を不特定多数が持ち出せる ところに放置しない。
- 〇 保管庫に法定表示
- 毒物と劇物そして一般試薬が 明確に分けられている。

【不適切な対応例】



- × 明らかに劇物でないものと 混在して保管しない。
- × 整理整頓がされていない。
- × 毒劇物の保管庫にガラス戸のものを 使用している。
- × 鍵付冷蔵庫内に毒劇物と飲料を 一緒に保管している。
- × 鍵をさしたままにしている。
- × ガラス瓶容器の接触破損防止が 措置されていない。

(3)危険物

消防法(昭和 23 年法律第 186 号) 別表第 1 の品名欄に掲げるもので、次の 6 種類に分類されています。

第1種 酸化性固体

第2種 可燃性固体

第3種 自然発火性及び禁止水性物質

第4種 引火性液体

第5種 自己反応性物質

第6種 酸化性液体

取り扱いには危険物の種類によって全く異なり、消火方法も全く異なります。取り扱う場合には危険物に見合った消火器や消火砂、水などを用意しましょう。



(4) 高圧ガス

高圧ガスによる事故(災害)では、高圧ガスボンベの転倒・破壊によるガスの噴出・漏れ、それに伴う火災・爆発・中毒などが起こります。高圧ガスボンベの取扱いは、高圧ガス保安法によって厳しく規制されています。

使用する際は、以下の事項を遵守してください。

① 高圧ガスボンベの正しい設置方法

- ア 風通しの良い、室温が40℃以下の場所に置く。特に水素は引火して爆発を起こす 濃度が4~75%と広いため、室内に置いてはいけない。
- イ ボンベを直立させ、上下2ヶ所をチェーン等で固定し、転倒しないようにする。 更に布製のベルトで追加固定することが望ましい。
- ウ ボンベの設置場所の周囲2m以内は火気厳禁にする。
- エ
 ガスが充填しているボンベと空のボンベは区別して、別々の場所に置く。
- オ 酸素等の支燃性ガスは可燃性ガスや可燃物および毒性ガスといっしょに置かない。
- カ 製造から5年以上経過したボンベはすみやかに返却する。



② 高圧ガスボンベの使用方法

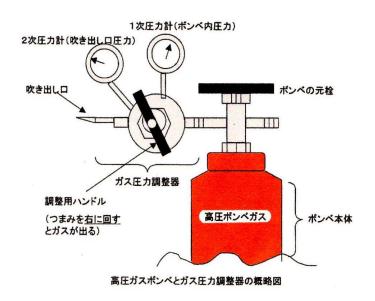
高圧ガスボンベからガスを取り出す場合、ボンベに圧力調整器を取り付けて本圧(1次圧、ボンベ内圧力)を実験圧力(2次圧)にまで下げる必要があります。

(ガスを取り出す手順)

- ・ ボンベの元栓を左に回す(1次圧力計の針が動いて、ボンベ内圧力を示す)。
- ・ ガス圧力調整器の調整用ハンドルをゆっくりと右に回す(2次圧力計の針が動くので、 ハンドルを回しながら適切な圧力に設定する)。

(ガスを止める手順)

- ・ ボンベの元栓を右に回して閉じる。
- ・ 実験装置内およびガス圧力調整器内の残存ガスを放出し、2次圧力計の針がゼロになったことを確認する。
- ・ 調整用ハンドルをハンドルがフリーになるまで、左にいっぱい回して終了する。



③ 高圧ガスの種類

種 類	ガ ス 名
可燃性ガス	水素 アセチレン メタン アンモニアなど
支燃性ガス	酸素 亜酸化窒素 塩素など
毒性ガス	一酸化炭素 塩化水素 アンモニア 硫化水素 シアン化水素など
不活性ガス	窒素 ヘリウム アルゴン 二酸化炭素など

高圧ガスボンベの中身はボンベの色によって決まっています。下図に示したガスの 種類と色は汎用的なものですので、是非覚えましょう。

高圧ガスボンベの色分けとガスの種類

	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
高圧ガスの種類	塗色の区分
酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	かっ色
その他の種類の高圧ガス	ねずみ色



④ 高圧ガスボンベの注意点

- ・ ガス漏れ(「シュー」という音がする、石けん水を塗布すると泡立つ)がある場合は、 元栓を止めて、速やかに知識・経験のある教職員あるいはガス取り扱い業者に連絡すること。
- ・ 圧力調整器のハンドルは「左に回す」と「閉」の状態になることを確認すること。 人間の習性として、閉めようとして右に回して事故を起こすことがあります。

⑤ 薬品管理システムでの管理

・ 高圧ガスボンベを所有する場合は、薬品管理システムへ登録することで管理します。 登録する情報は、高圧ガスの名称、ボンベの色、性質、メーカー製造番号、内容量、 製造又は検査年月日、借用年月日、高圧ガス保安法での区分、本数です。







ガスの物質名・容器所有者の登録番号・容器の記号、番号・V:容器の内容積(L)・W:容器の質量(kg)容器検査に合格した年月・TP:耐圧試験における圧力・FP:最高充填圧力・容器再検査に合格した年月

(5) 低温液化ガス

低温液化ガスの特徴として、「極低温」、「気体と液体の体積比が大きい」、「蒸発しやすい」、「純度が高い」があげられます。使用する際は、以下の事項を遵守してください。

- ① 低温になった部分に触れるときは専用の乾いた革手袋を使用する。
- ② 保護メガネの着用。
- ③ 屋内で大量に使用するときは十分に換気する。
- ④ 液配管の前後のバルブを同時に閉めて、その間に液を封じ込め(液封)しては ならない。

4 化学物質の定期自主点検(Web 検査)

関係法令により適切な管理が求められているところであり、管理を怠ると重大な事故等につながる恐れがあります。そのため、毎年1回全学一斉に化学物質管理責任者による自主定期点検を実施しています。

自主定期点検は、所属する研究室等において、毒劇物や高圧ガス、危険物等の管理状況および薬品管理システムに基づく化学物質管理が適正に行われているかどうかを点検検査するものです。(「宮崎大学化学物質管理規程」第13条に基づき、部局長は、化学物質の管理状況について、少なくとも年1回は点検を行い、必要な措置を講じなければならないとしています。)

本学は、令和4年度からWEBで化学物質の自主定期点検を実施することになりました。安全衛生保健センターHP→「(仮称)化学物質自主点検調査票入力フォーム」から入力してください。自主定期点検の実施については、安全衛生保健管理係からメールで通知します。

<参考資料>

○宮崎大学化学物質管理規程

令和3年12月23日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)、消防法(昭和23年法律第186号)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)その他の法令等(以下「関係法令等」という。)に基づき、宮崎大学(以下「本学」という。)における化学物質の適正な使用及び管理を行うために必要な事項を定め、もって化学物質等の安全な取扱いに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「化学物質」とは、本学が取り扱う次の各号に掲げるものの総称をいい、医薬品及び医薬部外品を 除く。
 - ア 特定化学物質 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3に掲げるもの。
 - イ 有機溶剤 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げるもの。
 - ウ 毒物及び劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定するもの。
 - エ 危険物 消防法別表第1の品名欄に掲げるもの。
 - オ PRTR対象物質 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に示すもの。
 - カ 高圧ガス 高圧ガス保安法に規定するもの。
 - キ アから力までの使用により生じた廃棄物
 - ク その他、学長が別に定めるもの。
 - (2) 「部局等」とは、化学物質を管理する教育研究組織等(事務組織の各部等を含む。)をいう。
 - (3) 「部局長」とは、前号に規定する部局等の長をいう。
 - (4) 「研究室等」とは、本学における講座及び化学物質を使用した教育研究その他の業務を遂行するグ ループ等をいう。
 - (5) 「化学物質取扱者」とは、本学において化学物質を取り扱うすべての者をいう。
- (6) 「リスクアセスメント」とは、化学物質の有害性又は危険性の種類、程度及び事故災害の例に基づいて、当該化学物質の取扱いによるばく露、漏えい、爆発、火災等の事故等がもたらす健康障害、器物の被害、環境汚染等の重大性及び可能性を評価し、化学物質による災害を未然に防ぐために用いられる一連の手法をいう。

(実施体制)

第3条 本学における化学物質の管理に関する実施体制は、別図のとおりとする。

(学長の青務)

第4条 学長は、本学における化学物質の適正な管理について総括する。

(安全衛生保健管理委員会及び化学物質管理部門の責務)

- 第5条 本学における化学物質の安全な取扱いに関し重要な事項は、宮崎大学安全衛生保健管理委員会 (以下「委員会」という。)において審議し、学長に報告する。
- 2 委員会委員長(以下「委員長」という。)は、部局長に対して第 13 条に規定する定期点検の実施 を命じるとともに、化学物質の適正な使用及び管理の状況について定期的に報告を求めることができ る。
- 3 委員長は、宮崎大学安全衛生保健センター化学物質管理部門(以下「化学物質管理部門」という。)
 と協力して問題点を是正する。
- 4 化学物質管理部門は、委員長の指揮のもと、本学における化学物質の適正な使用及び管理について 状況把握を行うとともに、管理方法及び教育方法を検討する。

(部局長の責務)

- 第6条 部局長は、当該部局等における化学物質の適正な管理について統括し、当該部局等における化 学物質の管理について直接責任を負うものとし、指揮監督を行うとともに、化学物質を使用する実験 室、研究室等における安全管理体制の整備及び教職員等の教育指導に努めなければならない。
- 2 部局長は、適時又は委員会の求めに応じ、当該部局等における化学物質の適正な使用及び管理の状況について調査を行うほか、当該部局等において取り扱う化学物質について、有害性及び危険性を評価し、環境安全管理上のリスクの低減、改善等の措置を講じなければならない。

(化学物質管理責任者及び化学物質使用責任者)

- 第7条 化学物質を取り扱う研究室等ごとに化学物質管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置 き、当該研究室の責任者をもって充てる。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究室等の規模を勘案し、複数の研究室等に共通する管理責任者を置くことができる。
- 3 管理責任者の業務を補佐するため、化学物質を取り扱う研究室等ごとに化学物質使用責任者(以下「使用責任者」という。)を置くことができ、管理責任者が当該研究室等に属する職員から選任する。
- 4 管理責任者は、研究室等ごとに化学物質取扱届出書(様式第1)により、部局長を経て、学長に届け出なければならない。
- 5 管理責任者は、研究室等名、管理責任者若しくは使用責任者の変更又は研究室等の廃止をしようとする場合は、当該変更又は廃止をしようとする日の 30 日前までに化学物質取扱変更・廃止届(様式 第2)により、部局長を経て、学長に届け出なければならない。
- 6 管理責任者又は使用責任者は、特定化学物質、毒物又は劇物を使用したときには、使用者名ととも に特定化学物質、毒物又は劇物の名称及び使用量を記録しなければならない。
- 7 管理責任者は、その職を辞するときは、所有する化学物質のリストを作成し、当該リスト及び化学 物質を後任の管理責任者に引き継ぐものとする。
- 8 管理責任者又は使用責任者は、化学物質の盗難、紛失、漏えい等に留意し適切に管理するとともに、 化学物質取扱者に対し安全な取扱方法等について指導を行うものとする。
- 9 管理責任者は、部局長の指示に従うとともに、本規程及び関係法令を遵守しなければならない。

(化学物質取扱者)

- 第8条 化学物質取扱者は、化学物質の使用及び管理において、管理責任者の指示に従うとともに、本 規程及び関係法令を遵守しなければならない。
- 2 化学物質取扱者は、第 17 条に規定する化学物質取扱いに必要な安全教育を修了しなければならな い。
- 3 化学物質取扱者は、その取扱いに係る化学物質を、その職務又は教育研究以外の用途に供してはならない。
- 4 前項に違背すると認めた場合は、管理責任者は部局長に報告しなければならない。

(災害傷害保険等への加入)

第9条 化学物質取扱者のうち学生は、学生教育研究災害傷害保険その他災害傷害保険等に加入しなければならない。

(化学物質の登録及び管理)

- 第10条 化学物質取扱者は、教育研究上又は職務上使用及び保管する化学物質について、宮崎大学薬品管理システム(以下「薬品管理システム」という。)に登録しなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の登録及び受払の状況を適宜管理するものとする。

(化学物質の保管方法等)

- 第11条 化学物質の保管においては、専用棚又は専用保管庫等を利用し、盗難又は紛失のほか、転倒 又は落下による内容物の拡散を防止するように努めなければならない。
- 2 化学物質の長期保管又は在庫過多による盗難又は紛失等のリスクを避けるため、化学物質の在庫管 理は、計画的かつ適量となるよう配慮しなければならない。

(毒物及び劇物の管理)

第12条 管理責任者は、毒物及び劇物を一般の薬品と区分し、壁又は床に固定した施錠ができる堅固 な金属製の保管庫に保管し、容器の接触破損、転倒、落下等を防止するための措置を講じなければな らない。

- 2 毒物及び劇物を保管する保管庫は、毒物については赤地に白色で「医薬用外毒物」、劇物については白地に赤色で「医薬用外劇物」の表示をしなければならない。
- 3 管理責任者又は使用責任者は、保管庫を使用するとき以外は常時施錠し、当該保管庫の鍵については責任をもって管理するものとする。

(点検及び検査)

- 第13条 部局長は、化学物質の管理状況について、少なくとも年1回は点検を行い、必要な措置を講じなければならない。
- 2 部局長は、化学物質を取り扱う施設及び設備の損傷等による化学物質の漏えいが発生したときは、 直ちに点検を行い、当該施設等の補修等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 部局長は、前2項の点検の結果を委員長に報告し、委員長はこれを学長に報告するものとする。
- 4 管理責任者は、化学物質の登録・保管状況、化学物質の使用状況及び廃棄処分の状況等を定期的に 点検し、化学物質取扱者に対して指導しなければならない。
- 5 化学物質の管理状況については、部局長による点検のほか、産業医及び安全衛生保健管理係による 検査を行う。

(廃棄)

第14条 管理責任者は、使用する見込みのない化学物質については、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第137号)、宮崎大学廃棄物管理規程及び廃棄物処理の手引きに従って廃棄等 の処分を行い、リスクの軽減に努めなければならない。

(移動及び譲渡)

第15条 管理責任者は、研究室等の移動等に伴い化学物質を移動するとき、又は職員の異動等に伴い 化学物質を職員間で譲渡するときは、事故、保健衛生上の危害、盗難及び紛失を防ぐため必要な措置 を講じなければならない。

(リスクアセスメントの実施)

- 第16条 部局長は、当該部局等において取り扱う化学物質についてリスクアセスメントの実施を指導・監督するものとする。
- 2 管理責任者は、当該研究室等において取り扱う化学物質について、有害性及び危険性を除去・低減するため、リスクアセスメントを薬品管理システムにおいて実施するものとする。
- 3 リスクアセスメントは、対象となる化学物質において、年に1回は必ず実施するものとする。また、 新たに対象となる化学物質を用いる場合、あるいは作業方法や手順を変更した場合にはその都度実施 する。
- 4 部局長及び管理責任者は、リスクアセスメントの結果に基づいて、リスク低減措置を講じるように 努めなければならない。
- 5 部局長及び管理責任者は、リスクアセスメントの実施において、委員会に助言等を求めることがで きる。

(安全教育)

- 第17条 委員会は、化学物質取扱者に対し、関係法令等及び本規程に係る知識に関する講習会を毎年 度実施するものとする。
- 2 部局長は、当該部局の化学物質取扱者を対象に、化学物質の取扱方法及び管理に関する教育を実施 しなければならない。ただし、委員会が実施する化学物質の取扱いに関する講習会をもってこれに代 えることができる。

(改善命令等)

- 第18条 学長は、化学物質による安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、部局長に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命じることができる。
- 2 前項において、部局長は、化学物質の使用停止を含む改善措置を遅滞なく講じなければならない。
- 3 前項に規定する改善措置を講じた部局長は、安全管理上の問題又は健康障害の生じるおそれがなくなった時点において、講じた改善措置及びその効果について、学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、改善命令に従わない場合又は改善不十分と認める場合は、実験停止等の必要な措置を命ずることができる。

(事故等の措置)

- 第19条 化学物質取扱者は、化学物質の盗難又は紛失があったときは、直ちにその旨を所属する部局 長及び管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 化学物質取扱者は、化学物質の飛散、漏えい、流出等により安全管理上の問題若しくは健康障害が 生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を所属する部局長及び管理責任者に報告すると ともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 部局長は、第1項又は前項の報告を受けたときは、直ちに学長及び委員長に報告するとともに、必要な措置を講じ、学長及び委員長に措置の内容及び結果を報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた学長は、化学物質を所管する官公庁に届け出る等、必要な措置を講じなければ ならない。

(安全衛生委員会)

第20条 本学における化学物質の適正な使用及び管理について、各事業場の安全衛生委員会は、必要 に応じて学長に対して意見を述べることができる。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、関係部課等の協力を得て、企画総務部人事課において処理するものとする。

(雑則)

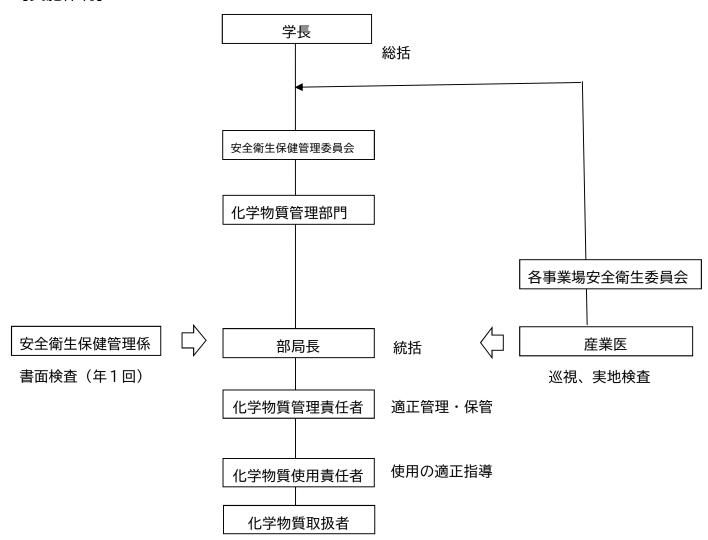
第22条 この規程に定めるもののほか、化学物質の適正な使用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月23日から施行する。
- 2 宮崎大学毒物及び劇物管理規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

別図 (第3条関係)

【実施体制】



化学特	勿質取	扱グ	ループロ	ID
	年	月	\Box	

学 長 殿

化学物質管理責任者 (部局等名) (氏 名)

化学物質取扱届出書

宮崎大学化学物質管理規程第7条第4項の規定に基づき、化学物質の取扱いについて、下記のとおり届け出ます。

なお、化学物質の取扱いについては、関係法令等及び宮崎大学化学物質管理規程を遵守します。

記

研究室等名	
化学物質管理責任者	(氏 名) (職 名) (連絡先)内線 E-mail
化学物質使用責任者	(氏 名) (職 名) (連絡先)内線 E-mail
化学物質取扱者数 (推定数)	教員名(教授、准教授、講師、助教、助手)職員名(常勤職員、非常勤職員、技術職員、秘書等)研究員名(ポスドク、研究員等)学生名(学部生、大学院生等)
化学物質使用場所1	(地区名) (建物名・階数・号室) (部屋名称)
化学物質使用場所2	(地区名) (建物名・階数・号室) (部屋名称)
化学物質使用場所3	(地区名) (建物名・階数・号室) (部屋名称)
化学物質使用場所4	(地区名) (建物名・階数・号室) (部屋名称)
化学物質使用場所5	(地区名) (建物名・階数・号室) (部屋名称) ** 薬品の新取り、廃液の海地等に関わる者を含む

(備考) 化学物質取扱者には、薬品の受取り、廃液の運搬等に関わる者を含む。

化学物質取扱グループ ID				
	年	月	日	

学 長 殿

化学物質管理責任者 (部局等名) (氏 名)

化学物質取扱変更・廃止届

宮崎大学化学物質管理規程第7条第5項の規定に基づき、化学物質取扱いについて、 年 月 日付けで変更・廃止しますので届け出ます。

記

(変更・廃止前)

研究室等名			
化学物質管理責任者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail	
化学物質使用責任者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail	

□ 化学物質取扱研究室等を次のとおり変更します。 なお、所有する化学物質のリストを作成し、当該リスト及び化学物質を後任に引き継ぎます。

(変更後)

(交叉区)			
研究室等名			
化学物質管理責任者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail	
化学物質使用責任者	(氏 名) (連絡先)内線	(職 名) E-mail	

□ 化学物質取扱研究室等を廃止します。 なお、所有している化学物質は、適正に廃棄します。

お問い合わせ先

宮崎大学安全衛生保健センター 〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地 TEL 0985-58-7872 FAX 0985-58-7670 E-mail anzen-e@of.miyazaki-u.ac.jp